

交野市不育症治療費助成事業 ～利用の手引き～

★不育症とは？

妊娠はするけれども、流産、死産を繰り返し、結果的に子どもを持ってない場合、「不育症」と呼びます。一般的には、2回連続した流産・死産があれば不育症と診断し、原因を探索します。

★交野市不育症治療費助成事業とは？

交野市では、安心して子どもを生み、育てることができるよう、不育症の治療を受けておられる夫婦の経済的負担の軽減を図るために、医療機関での不育症の治療に要した保険適用対象外の治療費の一部を助成しています。助成金額は、1年度につき30万円を上限とします。

★☆☆

<対象となる治療>

令和2年4月1日以降に国内の医療機関で受けた不育症治療及びその治療に係る検査に要した保険適用対象外の費用です。

※ただし、大阪府不育症検査費用助成事業の対象となるもの（流産検体を用いた染色体検査）を除く。

<助成対象者>

次の要件をすべて満たすものが助成の対象です。

- ① 医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断され、治療を受け、治療が終了していること。
- ② 治療期間に夫婦ともに交野市に住所を有すること。
- ③ 申請日及び治療期間に法律上の婚姻をしていること。

<助成内容>

不育症治療に要した費用に対して、1回の治療につき上限30万円まで助成します。「1回の治療」とは、1回の妊娠により、出産、流産又は死産に伴い治療が終了するまでの期間における全ての治療をいいます。

また、同一年度に複数回申請をする場合は、合計30万円まで助成します。

<申請方法>

1 回の治療が終了した日（出産あるいは流産・死産の判定日）から 1 年以内に、交野市健康増進課へ必要書類を提出してください。

※ なお、申請は 1 回の妊娠に対して 1 回しかできません。

※ 複数の医療機関で治療を受けた場合、治療を受けた全ての医療機関の不育症治療内容証明書が必要です。

※ 治療途中での申請はできません。

<申請に必要な書類>

① 交野市不育症治療費用補助金交付申請書（様式第 1 号）
② 交野市不育症治療内容証明書（様式第 2 号） ※ 1 回の治療が終了（出産あるいは流産・死産の判定日）後に、受診した医療機関で作成してもらってください。
③ 不育症治療に要した領収証書と、診療明細書・調剤明細書（原本） ※ ②「交野市不育症治療内容証明書」（様式第 2 号）に証明を受けた金額・治療期間分のものをすべて提出してください。
④ 振込先口座が確認できる預金通帳またはカードの写し
⑤ 申請者および配偶者（夫婦）の印鑑
⑥ 夫婦の戸籍一部事項証明（戸籍抄本）または戸籍全部事項証明（戸籍謄本） ※発行日から 3 ヶ月以内のもの

<助成金の支給方法>

申請内容の審査後、申請者に決定通知書を送付し、交付申請書に記載された口座に助成金を振り込みます。

ただし、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に不交付決定通知書を送付します。

<申請に関する注意事項>

※ 申請・請求事項に虚偽・不正等があった場合は、助成金の交付決定の取り消し又は助成金を返還していただくことがあります。

<お問い合わせ>

交野市 健やか部健康増進課 ☎072-893-6405

<助成申請のQ&A>

対象者となる治療について

Q1 交野市へ転入する前に開始した不育症治療は対象になりますか？

A1 治療期間に交野市に住民登録があることを要件としているため、転入前の治療については対象になりません。転入日以降に受けた治療分から対象になります。

Q2 助成事業開始以前から引き続き治療を受けている場合、すべての治療の費用が対象になりますか？

A2 平成31年4月1日以降に受けた治療の費用が助成の対象になります。ただし、1回の治療の終了（出産あるいは流産・死産の判定日）後から1年以内の治療に限ります。

Q3 検査費用は対象になりますか？

A3 不育症の検査をして治療に至らなかった場合、対象になりません。不育症治療及びその治療に係る検査に要した保険適用対象外の治療のみ助成対象です。入院時の食事代や差額ベッド代、文書料、交通費など直接治療と関係のない費用は助成の対象になりません。助成の申請に必要な医療機関の証明書発行にかかった文書作成手数料なども対象外です。

Q4 治療を受けた医療機関以外の薬局で薬剤などの処方を受けた費用は対象になりますか？

A4 医療機関の交野市不育症治療内容証明書の「院外処方の有無」欄の「有」に○がある場合のみ、院外の薬局で処方された保険適用対象外の薬剤費用も対象となります。対象となる場合は、領収証書・調剤明細書の提出が必要です。

Q5 治療途中ですが、30万円を超えたので申請できますか？

A5 不育症の治療期間はその妊娠が終了（出産あるいは流産・死産の判定日）するまでとなりますので、治療途中での申請はできません。治療の終了後1年以内に申請してください。

Q6 第2子以降の不育症治療は対象になりますか？

A6 第何子目の治療でも対象になります。

Q7 同一年度に流産をしたため、2回目の不育症治療を受けた場合、どうなりますか？

A7 同一年度内に2回目の申請をされた場合は、1年度の上限30万円から1回目の助成金額を引いた額の範囲内で助成をします。

対象者について

Q8 夫婦どちらかが市外在住の場合、助成を受けることはできますか？

A8 申請者・配偶者（夫婦）のどちらも交野市に住民登録がないと対象になりません。単身赴任等で夫婦どちらかの住民登録が交野市にない場合も対象外です。

Q9 婚姻届を出していない場合、申請できますか？

A9 法律上婚姻をしていることを要件としていますので、事実婚は対象外のため申請できません

Q10 治療時は交野市に住民登録があったが、助成の申請日より前に市外に転出した場合は対象になりますか？

A10 治療期間に交野市に住民登録があることを要件としていますので、治療の終了（出産あるいは流産・死産の判定日）後から1年以内の場合は、申請可能です。その場合は、転出日までに受けた治療分が対象になり、転出日以降に受けた治療分は対象になりません。転出日以降に受けた治療分については、転出先にお問い合わせください。

必要なものについて

Q11 2か所以上の医療機関で治療を受けた場合は、受診等証明書は複数必要ですか？

A11 それぞれの医療機関の交野市不育症治療内容証明書が必要です。

その他

Q12 不育症治療費の助成をしたいが、他人に治療していることを知られたくないのですが…

A12 市の職員は地方公務員法で守秘義務が課せられていますので、秘密は厳守するとともに、ご夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮します。また、医師についても刑法で守秘義務が課せられています。